## 第4期愛知県障害福祉計画

平成27年3月



はじめに



障害のある方もない方も共に暮らせる地域社会を実現するため、障害のある方が、より身近な地域で生活し、働くことができる環境づくりが求められています。

愛知県では、これまで3期に渡り「障害福祉計画」を策定し、障害のある方が、自立 した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域において適切なサービスを提供 できる体制の整備に取り組んできました。

このたび策定いたしました、この「第4期愛知県障害福祉計画」につきましても、国 の基本指針に即して、福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域 生活への移行、及び、福祉施設から一般就労への移行について、成果目標として数値目 標を定め、これらの成果目標を達成するために必要な障害福祉サービスの量を活動指標 として盛り込むとともに、その確保方策を記載しております。

特に、福祉施設入所者の地域生活への移行につきましては、本県独自の建築基準法の 規制緩和措置等によるグループホームの整備促進や、重症心身障害児者に対する支援体 制の構築などにより、積極的に取り組んでまいります。

また、第4期計画からの新たな項目として、相談支援機能とグループホーム等の居住 支援機能に組み合わせた地域生活支援拠点を、市町村又は各障害保健福祉圏域ごとに整 備することを成果目標とするほか、障害児支援体制の整備についても、明記しておりま す。

今後、関係機関、障害者団体やサービス事業者など、障害のある人の自立と社会参加 に関わる関係の方々と連携・協働して、計画を推進してまいりますので、県民の皆様の 一層の御支援・御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、会議の場やパブリックコメントを通じて多くの貴 重な御意見・御提言を賜りました愛知県障害者施策審議会の皆様を始めとする県民の皆 様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

## 爱知県知事大村秀幸

				目	次
笙	1章	<u>.</u>	計画策定の趣旨		1
~,	•	-			-
第	2章				2
	1				2
	2	計	·画の基本的考え方		
	3	計	·画期間······		
	4				••••••4
	5	X	.域の設定		4
笜	3章	<u>.</u>			6
স	5 早 1		<b>5</b> 500000000000000000000000000000000000		
	2				
	(1)	•••			
	(2)		知的隨害者(手帳所持者)	の状況	。 9
	(3)	)	精神障害者の状況・・・・・・・		·····9 ·····10
	(4)		発達障害・難病のある人の	状況	
	3	障	害福祉サービスの利用状況		
	(1)		在宅サービス		
		P	在宅サービス利用状況 …		
		イ	障害保健福祉圈域別在宅	サービスの利	用状況13
	(2)	)			
		P			
		イ			》状況15
	(3)	)	居住系サービス	•••••	
		P			
		1	障害保健福祉圈域別居住	系サービスの	状況16
笜	4章	<u>.</u>	地域生活我行についての成	甲日堙の設守	と取組施策
স	+ <del>+</del> 1				
	(1)		第1期 第2期及7V第3期	計画の評価・	
	(2)		ア 成果目標の設定		
	(_/				; ·····19
	(3)	)	目標達成のために必要と考	えられる施策	ā ······20
	(4)		本計画期間の取組		
	2	入	院中の精神障害者の地域生	活への移行・	
	(1)		第1期、第2期及び第3期	計画の評価・	
	(2)	)	成果目標の設定		
	(3)	)			£
	(4)				
	3	地			
	(1)	)			
	(2)				
	4	福	祉施設から一般就労への移	行	

(1)	) 第1期、第2期及び第3期計画の評価
(2)	<ul> <li>第1期、第2期及び第3期計画の評価</li></ul>
(3)	
(4)	
第5章	□ 障害児支援体制の整備
1	児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実39
2	重症心身障害児者に対する支援体制の整備41
3	愛知県心身障害者コロニーの再編整備42
4	発達障害のある子どもの支援体制の充実43
5	経済的負担の軽減
第6章	□ 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)と確保策44
1	訪問系サービス
(1)	第1期、第2期及び第3期計画の評価45
(2)	サービス見込量
(3)	サービスの確保策
2	日中活動系サービス
(1)	
(2)	
(_)	ア 生活介護
	イ 自立訓練(機能訓練)
	· 自立訓練(弦記訓練) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2 日立訓練(生日訓練) 43 エ 就労移行支援
	イ 就另移行交援 (A型)
	カ 就労継続支援(B型)
(a)	
(3)	
3	
(1)	
(2)	
	ア 共同生活援助(グループホーム)
(-)	イ 施設入所支援
(3)	
4	相談支援
(1)	
(2)	
	ア 計画相談支援60
	イ 地域移行支援60
	ウ 地域定着支援61
(3)	
5	発達障害・難病のある人のサービス利用64
6	障害児支援サービス
(1)	
	ア 児童発達支援

1	医療型児童発達支援	
ŕ	7 放課後等デイサービス	$\cdots \cdots 65$
L	- 保育所等訪問支援	
オ	- 障害児相談支援	
ナ	福祉型障害児入所支援	
7		
(2) 4	トービスの確保策	
7 京	学为支援	
	音客保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)	
(1)	置域単位での地域特性及び課題	
(2)	平成 29 年度末までに不足するサービスの基盤整備	
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量	
(0) ア	名古屋圏域	
, イ	- 1 1 全 固 飒 海部 圏 域 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
イ ウ	尾張中部圏域	
リエ	尾張中即圖域 尾張東部圏域	
エオ	尾張和圖域 ————————————————————————————————————	-
	尾張四部圏域	
力	尾辰北部圈域····································	
キ		
ク	西三河北部圏域	
ケ	西三河南部東圏域	
コ	西三河南部西圈域	
サ	東三河北部圏域	
シ	東三河南部圏域	
·		
シ 第7章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する	者の
·	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の	者の ために
第7章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置	者の ために 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置	者の ために 100 100
<b>第7章</b> 1 寸	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	者の ために ・・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・101 ・・・・・101
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101 104
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	者の ために 100 100 101 101 104
第7章 1 サ 2 サ 3 隆 第8章 1 東	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104
第7章 1 寸 2 寸 3 隆 第8章 1 専 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 まのある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業	者の ために ・・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・100 ・・・・・101 ・・・・・101 ・・・・・104 ・・・・・104 ・・・・・・104 ・・・・・・104
第7章 1 寸 2 寸 3 匯 <b>第8章</b> 1 専 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 そこのある人の権利擁護 朝の地域生活支援事業の実施に関する事項 で同性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104 105 106
第7章 1 寸 2 寸 3 曜 1 項 (1) (2) (3) (4)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者の ために 100 101 101 101 104 104 105 106 106
第7章 1 寸 2 寸 3 曜 1 項 (1) (2) (3) (4)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業	者の ために 100 100 101 101 101 104 104 104 105 106 106 106 107
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 専 (1) (2) (3) (4) 2 広	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 っビス提供事業者に対する第三者評価 害のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 に対する支援普及事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 1 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害児等療育支援事業 障害名就業・生活支援センター運営事業 結業、生活支援センター運営事業 指 準	者の ために 100 100 101 101 101 101 104 104 104 105 106 106 106 107 107 107
第7章 1 2 3 3 <b>第8章</b> (1) (2) (3) (4) 2 (1) (2) 3 3 4	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害名就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 でする支援事業 に対ける支援事業 でする支援事業 に対ける支援事業 に対ける支援事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 嘻 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 嘻 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 「域的な支援事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 行時性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 障 第8章 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 専 (1) (2)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供に係る人材の育成 ービス提供事業者に対する第三者評価 このある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 に対する支援普及事業 同書者就業・生活支援をシター運営事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 に関せの高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣 手話通訳者養成研修事業	者の ために 
第7章 1 寸 2 寸 3 陸 第8章 1 嘻 (1) (2) (3) (4) 2 应 (1) (2) 3 嘻 (1)	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する 確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上の 講ずる措置 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 ービス提供事業者に対する第三者評価 のある人の権利擁護 <b>県の地域生活支援事業の実施に関する事項</b> 門性の高い相談支援事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 障害者就業・生活支援センター運営事業 「域的な支援事業 相談支援体制整備事業 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 行時性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	者の ために 

(5)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業109
(6)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業109
(7)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業109
4 人	、材育成等その他の事業
(1)	障害支援区分認定調查員等研修事業
(2)	相談支援従事者等研修事業
(3)	サービス管理責任者等研修事業
(4)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
(5)	視聴覚障害者情報提供施設運営事業
(6)	盲人ホーム事業
(7)	障害者社会参加促進事業
ア	情報支援等事業
イ	障害者 IT 総合推進事業
ウ	生活訓練事業
工	身体障害者補助犬育成事業
オ	社会参加促進事業
カ	スポーツ振興事業
キ	障害者芸術活動参加促進事業
第9章	計画の推進
田玉武	<b>භ一</b> 覧 ····································
一 一 市 市 可 一 一 市 市 可	的一員
おキガ 愛知じ	221 ] 译字者施策審議会 ····································
오 새 ፓ	